

表1-2(6) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	6. 騒音・振動
意見の内容	<p>(1) 騒音について 騒音発生時間帯が曖昧であり、騒音振動レベルの最大値も70dBで基準値上限と同値なのが心配です。本開発における工事では、大型車両が1000台以上通行する期間が3年続く事になります。瞬間的な騒音・汚染は基準から見て許容範囲としても、長期に亘り影響を受ける事が大変心配です。 ①騒音振動ピークの時期・時間帯を明示して頂くとともに、②朝の通勤時間帯や夜間の大型車両通行、騒音発生作業は避けて頂くようお願いいたします。</p>
事業者の見解	<p>(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、工事用車両の走行台数が最大になると予想される工事着工後20か月目を対象に予測を実施しました。その結果、道路交通騒音に係る環境基準値以下、道路交通振動に係る規制基準値を下回るものと考えます。また、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動については、影響が最大になると予想される工事着工後14か月目を対象に予測を実施しました。その結果、指定建設作業に係る騒音の報告基準を下回り、指定建設作業に係る振動の報告基準以下となるものと考えます。 工事用大型車両台数が1000台以上となる期間は、96か月間の工期のうちおおむね11か月程度と考えます。また、騒音の影響ができる限り小さくなるよう、工事の平準化等により工事用車両の集中を避けるとともに、低公害型の工事用車両の採用、不要なアイトロリンクの防止の徹底等の環境保全のための措置を講じます。 また、工事の実施に当たっては、早朝や夜間工事避けるなど、近隣住民の皆さまに配慮した施工計画を検討するとともに、事前に工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど情報提供に努め、地元の皆様との協力を頂きながら、事業を進めていきます。</p>

表1-2(7) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	7. 日影
意見の内容	<p>(1) 影になる時間帯も考慮を ・説明では影になる時間が4時間以内であれば許容範囲とのことでした。 ・しかし3時間であっても、11月から2月の冬期に、12時ごろから15時ごろまでの3時間、日影になったらどうですか。晴れていても満日は干せませんし、洗濯物もすっきり乾きません。(南側に月島駅庁舎が建って、私の所の低層階はまさにその日影で困っています) ・五丁目に予定されている超高層タワーの日影は既存の建物や学校(予定)に影響があるのではないですか？</p>
事業者の見解	<p>(1) 計画地及び計画地周辺における日影規制時間の指定状況は、計画地の北西側約1,020mに位置する浜離宮恩賜庭園が日影規制指定区域に指定されている他は、日影規制地域に指定された地域はありません。 本開発計画においては、計画地周辺地域への日影の影響を極力低減するため、計画建築物について、各街区の敷地境界から一定の距離をセットバックし、住宅棟(超高層タワー)2棟については、計画地中央付近に配置する計画としました。これにより、4時間以上の日影が及び範囲は、計画地境界北側から最大約120mです。計画建築物により1時間以上の日影が及び範囲は、計画地境界の北西側約300mから北東側約150mであり、日影規制のない地域内に収まると予測しています。なお、冬至日において計画建築物による3時間の日影時間が増加する範囲には、住宅はありません。 また、学校予定地に近接する計画建築物については、地上14階にするなど計画地内の他の建築物と比べて階数を抑えて計画しているほか、建築物間の隣接間隔をできる限り確保することで、学校予定地に対する日影に配慮しています。</p>

表1-2(8) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	8. 風環境 意見の内容	事業者の見解
(1) 風環境について	<p>「風環境は改善」となっておりますが、これは晴海五丁目だけなのか。</p> <p>・周辺地域はどうなるのですか。</p> <p>・私は40年前、ここ晴海三丁目に引越して来ましたが、当時は風通しも大変良く「陸風と海風」という現象もちゃんとありました。</p> <p>夏の夜は海からの涼風が吹き抜け、エアコンも扇風機も無しに蚊帳を吊って寝れました。</p> <p>・やがて北東側晴海一丁目が中・高層の建築群に変わると、その現象はなくなりそうです。風の通り道に障がえができましたからです。</p> <p>・さらにその後は、北西側にも、近辺にも次々と高層の建物ができて風環境は悪化、夏の蒸し暑さも、カビの発生も増したと近所の人達と話しています。</p> <p>・そして今度の五丁目開港では、明神運河、東京湾、晴海運河の三方から吹き込む風は、防波堤の狭い何重もの板状構や超高層タワー一棟に遮られ、弱められるのではありませんか。</p> <p>・こうして風の吹き込みの力が弱まれば、晴海地域だけでなくもつと内陸部の地域にも影響を及ぼし、ヒートアイランドが加速されるのではありませんか。</p> <p>・模型上でない詳しい検討をして欲しいと思います。</p>	<p>(1) 風環境の予測は、対象事業の実施が風環境に影響を及ぼすと予想される地域と半径約600m程度の範囲について実施しました。</p> <p>「東京都環境影響評価技術指針(付解説)1(平成26年3月 東京都環境局)」では、風環境としては、歩行者、器物及び家屋の損傷、商店等の営業障害等を引き起こすような強風現象の出現が対象となっておりません。このため、通風の阻害は対象としないことから、ヒートアイランドについては詳細・評価項目とはなっていませんが、建築物を敷地境界から後退させることにより、風通しに配慮しています。また、計画地内のオーブンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化と緑のネットワークの形成を図り、ヒートアイランド現象の緩和に努めていきます。</p> <p>また、同指針では、風環境の予測方法として、風洞実験による方法、流体数値シミュレーションによる方法、その他適切な方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせで行うこととされています。本開発計画においては、同様の住宅団地の新設における環境影響評価において多くの実績を有し、かつ、精度が高い風洞実験による方法を採用しました。</p>
9. 景観 意見の内容	<p>(1) 景観について</p> <p>景観住宅の外観は、晴海の周囲からの外観として、高度経済成長期に大量供給された団地のような巨大な壁面になることが想定される。現代の東京にふさわしい景観とは言い難く、また、これによりメリハリがある景観が形成されることも考えにくい。計画そのものの再考を求める。</p>	<p>(1) 計画建築物は、建物の隣接間隔を十分に確保した配棟計画とするとともに、建物の分節化などに配慮することにより、長大な壁面となることを避けるようにしています。また、計画地内の2棟の住宅棟(超高層タワー)及び隣接する住宅棟(板状)を組み合わせる配棟計画とすることにより、メリハリのあふれる景観を形成するため、建物の詳細なデザインや色彩等については、今後、検討してまいります。</p>

表1-3(1) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 施工計画 意見の内容	事業者の見解
(1) (施工計画)	<p>道路用車両による晴海地区、月島地区などの路上における待機駐車がないように努めること。</p> <p>・本事業で多くの構が同時並行で建設されるだけでなく、周辺地域においても同時期に多くの工事が実施されることから、工事用車両の集中を防いで平準化するなど地域住民等への交通利便に係る影響が極力小さくなるように調整を図ること。</p> <p>・工事用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保すること。</p> <p>・晴海地区や幹線道路沿道には教育施設等が多いので、工事用車両は法定速度及び規制速度を遵守し、車両走行に係る環境及び安全の確保に努めること。</p> <p>・工事施工中、船舶輸送の積極的な拡大利用を図るように努めること。</p>	<p>(1) 工事の実施に当たっては、関係機関と協議するほか、施工業者に対する指導を徹底し、道路上における待機駐車等の防止に努めていきます。</p> <p>・工事の実施に当たっては、工事の平準化や、周辺の大規模開発事業者との調整等により、工事用車両の集中を防いで地域住民等への交通利便に係る影響が極力小さくなるように努めていきます。</p> <p>・工事用車両の走行ルートについては、施工業者が決定し、詳細な施工計画を作成する中で、関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めていきます。</p> <p>・工事の実施に当たっては、施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の法定速度及び規制速度を遵守させるとともに、工事用車両の出入り等については交通整理員の配置を行い車両走行に係る環境及び安全の確保に努めていきます。</p> <p>・工事の実施に当たっては、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間の検討や周辺工事との整合、工事の経済性や合理性等について精査し、海上輸送の可能性を含め総合的に検討してまいります。</p>
2. 大気汚染 意見の内容	<p>(1) (大気汚染)</p> <p>工事中、建設機械等の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値に達すると予測されていることから、下記事項に留意するとともに十分な対策を講じること。</p> <p>・工事の実施に当たっては作業計画を十分検討し、建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、最新の非出ガス対策型の建設機械及び最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること。</p> <p>・建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、アイドリング・ストップの励行に努めること。</p>	<p>(1) 工事の実施に当たっては、施工業者を決定し、下記事項を考慮した詳細な施工計画を作成することで、できる限り大気汚染の影響が小さくなるよう十分な対策を講じます。</p> <p>・工事の平準化等により、建設機械や工事用車両の集中稼働を避けた詳細な施工計画を検討するとともに、最新の非出ガス対策型の建設機械の使用、低公害型の工事用車両の採用に努めます。</p> <p>・施工業者に対する指導を徹底し、建設機械及び工事用車両の不必要なアイドリングを防止します。</p>
(2) 工事の完了後の将来交通量(環境影響評価書表8.2ページ表7.1-2.5)について	<p>現在、都道304号線日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)に晴海大橋上で接続する首都高速道路晴海線が、平成30年の完成に向けて整備中であるため、同線の交通量について見計上すること。</p>	<p>(2) 予測地点No.2の都道304号線日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)の子細条件となる将来基礎交通量には、首都高速道路晴海線の晴海出入口の出入りする交通量も含まれたものとなっております。</p>

表1-3(2) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	3. 騒音・振動	意見の内容	事業者の見解
項目	4. 日影	意見の内容	事業者の見解
(1) (騒音・振動)		<p>工事の施工中、建設機械等の稼働に伴う建設作業の振動レベルが「指定建設作業に係る振動の制基準」に達することから、下記事項に留意するとともに十分な対策を講じること。</p> <p>・特定建設作業に係る1日における延作業時間、同一場所における連続作業期間、日曜休日の作業の規制等を遵守し、周辺環境へ配慮すること。</p> <p>・工事の実施に当たって作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、最新の低騒音型建設機械の採用、低騒音・低振動な施工工法の採用に努めること。</p> <p>・工事用車両の走行に当たっては、過積載を防止するとともに、当該路線の規制速度を遵守すること。</p>	<p>(1) 工事の実施に当たっては、施工業者を決定し、下記事項を考慮した詳細な施工計画を作成することで、できる限り騒音・振動の影響が小さくなるよう十分な対策を講じます。</p> <p>・関連法令等に基づき延作業時間、連続作業期間を遵守した施工計画とします。</p> <p>・工事の平準化等により、建設機械や工事用車両の集中稼働を避けた詳細な施工計画の検討するとともに、最新の低騒音型の建設機械の使用、低騒音・低振動の工法の採用に努めます。</p> <p>・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載の防止と規制速度を遵守します。</p>
(2) 晴海五丁目にある学校予定地が日影の影響を受けているため、日影の影響を極力防ぐよう建物形状及び配置に配慮すること。			<p>(2) 晴海五丁目の学校予定地に近接する計画建築物については、地上14階にするなど計画地内の他の建築物と比べて階数を抑えて計画しているほか、建築物間の隣接間隔をできる限り確保することで、学校予定地に対する日影に配慮した計画としています。</p> <p>今後、学校設置者に対して、本事業の計画建築物による日影の状況について情報提供を行うなど、できる限り日影の影響に配慮するよう努めていきます。</p>
(3) 日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。			<p>(3) 日影による周辺地域への影響については、今後、詳細な計画を算定する過程で、適時、地元住民に対して、説明するなど情報提供に努めていきます。</p>

表1-3(3) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	5. 風環境	意見の内容	事業者の見解
項目	6. 景観	意見の内容	事業者の見解
(1) (風環境)		<p>建設後(対策後)においても将来道路等公開空地となる地点においてランク3となる地点があるため、ランク1又はランク2となるよう、建設敷地内において十分な防風対策を行うとともに、新たに整備される公開空地等についても防風対策に配慮すること。</p>	<p>(1) 風環境の改善のため、公開空地を含む計画地内及び計画建築物周辺には常緑樹を植栽することでできる限り風環境に配慮した計画とします。</p> <p>また、施設建設後に風環境の事後調査を実施し、追加の対策が必要と考えられる場合は、関係機関とも協議しながら、防風対策を検討してまいります。</p>
(2) ヒートアイランド対策として、都の提唱する「風の道」を阻害することがないように努めるとともに、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。			<p>(2) 「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(平成26年3月 東京都環境局)では、風環境としては、歩行障害、器物及び家屋の損傷、商店等の営業障害を引き起こすような強風現象の出現が対象となり、通風の阻害は対象としないことから、ヒートアイランドについては予測・評価項目とはなっていないものの、建築物同士の間隔を確保することにより、風通しに配慮してまいります。また、計画地内のオーブンスペースを積極的に緑化するとともに、屋上緑化等を推進し、沿道の緑化と緑のネットワークの形成を図り、ヒートアイランド現象の緩和に努めてまいります。</p> <p>また、今後、詳細な計画をつくる過程で、適時、地元住民に対して、説明するなど情報提供に努めてまいります。</p>
(1) (景観)		<p>地元住民からタワー一棟及び坂状等の配置に対する懸念が示されていることから、今後、計画内容について、「晴海まちづくりの考え方」や「晴海地区将来ビジョン」等の内容を踏まえた丁寧な地元協議を進めるとともに、事業協力者の決定等の進捗に合わせ、晴海デザイン協議会等と速やかに協議を行うこと。</p>	<p>(1) 今後も「晴海地区将来ビジョン」の趣旨も考慮しつつ、平成27年4月に発足した晴海地区将来ビジョン推進会議等での地元のご意見も参考にしながら、本開発計画の實質な整備に取り組んでいきます。</p> <p>また、建物の詳細なデザインや色彩等については、今後、事業協力者等の意見も取り入れて検討してまいります。</p>

表1-3(4) 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	7. その他	事業者の見解
(1) (その他) 「中央区エコタウン構想—晴海地区—」(平成24年8月)において、先進的エネルギー地区の形成を図るため、中央清掃工場の排熱利用や再生可能エネルギー等を活用することで、未利用エネルギー等の積極的な活用を図ること。	(1) 再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていきます。	(1) 再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていきます。
(2) 開発交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるので、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めるとともに、晴海地区及びその周辺の交通環境の改善を図るため、BRT(バス高速輸送システム)の早期運行開始に向けた積極的な取り組みや地域内交通の充実を図ること。	(2) 交通については、都は、都心から勝どきを經由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。	(2) 交通については、都は、都心から勝どきを經由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。
(3) 本事業の実施により設置される住宅棟や道路、公園等を適切に配置し、計画地近傍に整備される学校の教育環境が良好なものとなるよう配慮すること。 また、事業計画地周辺は、道路、住宅、保育園、幼稚園等が新設されることがあるため、評価に当たっては常に最新の情報を基に行うこと。	(3) 本開発計画においては、住宅棟、道路や公園等を適切に配置し、周辺の学校環境が良好なものとなるよう配慮してまいります。 また、評価書の作成に当たっては、計画地周辺の道路、住宅、保育園、幼稚園等についてできる限り最新の情報を収集し、予測・評価に反映してまいります。	(3) 本開発計画においては、住宅棟、道路や公園等を適切に配置し、周辺の学校環境が良好なものとなるよう配慮してまいります。 また、評価書の作成に当たっては、計画地周辺の道路、住宅、保育園、幼稚園等についてできる限り最新の情報を収集し、予測・評価に反映してまいります。
(4) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。	(4) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、地域住民の方に対して説明を行いながら進めまします。また、事業の実施に当たっては、工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど情報提供に努め、地元の皆様との協力を図りながら、事業を進めてまいります。	(4) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、地域住民の方に対して説明を行いながら進めまします。また、事業の実施に当たっては、工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど情報提供に努め、地元の皆様との協力を図りながら、事業を進めてまいります。
(5) 工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。	(5) 問合せや相談等に対する受付窓口などを設けることにより、工事関係者が連携してできる限り速やかに対応してまいります。	(5) 問合せや相談等に対する受付窓口などを設けることにより、工事関係者が連携してできる限り速やかに対応してまいります。

表1-4(1) 江東区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 交通	事業者の見解
(1) 全般事項 関係車両の計画ルート以外の生活道路への通行防止、法定スピードの順守、安全確認の徹底等を関係者に指導し、交通事故が発生しないよう交通安全対策を強化すること。また、車両の増加に伴う交通渋滞や違法駐車が発生しないよう対策を強化すること。	(1) 工事の実施に当たっては、施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の計画ルート以外の生活道路への通行防止、法定速度及び規制速度を遵守、安全確認の徹底により、交通安全対策を確実に実施してまいります。また、工事車両の出入りに当たっては、必要に応じて交通整理員を配置するなど、周辺の交通渋滞や違法駐車等の防止、交通安全の確保に努めてまいります。	(1) 工事の実施に当たっては、施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の計画ルート以外の生活道路への通行防止、法定速度及び規制速度を遵守、安全確認の徹底により、交通安全対策を確実に実施してまいります。また、工事車両の出入りに当たっては、必要に応じて交通整理員を配置するなど、周辺の交通渋滞や違法駐車等の防止、交通安全の確保に努めてまいります。
(2) 豊洲・晴海地区は、工事完了後の土地利用転換に伴う発生集中交通量の増大が見込まれ、その抑制が重要となる。このため、本事業の交通処理計画の決定に当たっては、関係団体と公共輸送機関への転換方法を協議し、発生集中交通量の削減を図ること。	(2) 交通については、都は、都心から勝どきを經由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。	(2) 交通については、都は、都心から勝どきを經由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。
項目	2. 大気汚染	事業者の見解
(1) 大気汚染 工事の施工中、江東区内を通過する工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用を徹底するとともに、運行管理を適切に行うことにより交通量増加の抑制に努め、大気汚染物質の排出を極力抑制すること。	(1) 工事の平準化等を行い、工事用車両の集中を避けることにも、低公害型の工事用車両の採用など、できる限り大気汚染の影響が小さくなるよう、十分な対策を講じます。	(1) 工事の平準化等を行い、工事用車両の集中を避けることにも、低公害型の工事用車両の採用など、できる限り大気汚染の影響が小さくなるよう、十分な対策を講じます。
項目	3. 騒音・振動	事業者の見解
(1) 騒音・振動 晴海通りが工事用車両ルートとして予定されているが、騒音・振動の調査地点が中央区内にしか設けられていない。豊洲地区をはじめ、江東区内の工事用車両ルートについても調査地点を設け、騒音・振動について適切に予測・評価を行うこと。	(1) 工事用車両の走行ルートとなる都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)や都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)沿道における工事用車両台数は、計画地から離れるに従い分散するため、江東区内の豊洲地区に対して、計画地に近接した中央区側で予測・評価しました。	(1) 工事用車両の走行ルートとなる都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)や都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)沿道における工事用車両台数は、計画地から離れるに従い分散するため、江東区内の豊洲地区に対して、計画地に近接した中央区側で予測・評価しました。

表1-4(2) 江東区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	事業者の見解
4. 電波障害 (1) 電波障害 工事中の電波障害についても調査が必要であると考えます。なお、工事中に電波障害が発生した場合は、適切な対策を講ずること。	(1) 計画建築物による電波障害が生じる範囲は、地上デジタル放送及び衛星放送ともに中央区内に留まると予測します。また、計画建築物による電波障害は、影響が最大となる計画建築物の建設工事が完了する時点を対象に予測を実施しております。また、工事の施行中におけるクレーンの非使用時には、クレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、電波障害の発生を極力防止するように配慮するとともに、相談受付の窓口を設置し、計画建築物による電波障害が明らかとなった場合は、受信状況に応じた適切な対策を講じます。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年六月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人げんきな図書館
- 三 代表者の氏名
渡辺 百合子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー四五三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、公共図書館等情報サービス機関の管理運営事業、適切に情報を提供するための図書館専門員の育成と人材登録事業、行政および地域住民・情報サービスに関係する団体等との連携とネットワークの構築事業、講演会の開催等の文化事業、

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 川井 雅樹</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人住環境工事研究会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p>	<p>地域の市民活動や図書および図書館活動に関する情報収集と提供事業を行い、市民活動の支援および交流の促進を図ることで、住民に開かれた図書館および住民自治による地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きらめきライフ多摩</p> <p>三 代表者の氏名 相原 忍</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市下連雀一丁目九番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、地域福祉の増進を図る事業、子どもの健全育成の事業、並びに明るいまちづくりの推進事業を通して、明るく生き生きと暮らしやすい地域の実現に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災をはじめ今後発生しうる災害の被災地住民を対象として、災害発生後初期段階での</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山五丁目五番二十五号 南青山郵船ビルB棟一階一〇二 株式会社鴨脚内</p> <p>三 代表者の氏名 鴨脚 里子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プロジェクト伝</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p>	<p>東京都渋谷区桜丘町九番十七号 T O C 第三ビル二〇七号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民や施主および建築関係者に対して、日本の住宅寿命の長寿化及び住空間の環境保全に一番大事な内装や外装の正しい知識の普及の技術発展のために、その調査研究、情報収集と提供、講習会、人材育成、商品・施工・品質・技術開発、適切なメンテナンス及び正しいリフォーム知識の普及などの活動と事業を行い、以って住宅の環境保全と長寿化の促進、日本独特の伝統と歴史ある建築様式を継承し、なおかつ、広く海外より環境・健康に関する建材の情報を集め、啓発・普及し人と環境にやさしい景観づくりとまちづくりに貢献し、人々の財産を守り、国民が安心して暮らせる社会創りに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、医学系の研究者、技術者等の医学従事者及び工学系の研究者、技術者等の工学従事者間の連携を深めること(医工連携)により、我が国の医療機器、医療情報及び医療技術の高度化及び同分野の研究開発の活性化、更には関連産業の発展を図り、それによって、我が国の医療機器、国民生活に密着した医療サービスの高度化ひいては、国民の健康の増進を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>支援物資・サービスの供給、コンサート等の実施によるこころを支える文化支援、技術指導・講演会の開催による自立支援を通して、豊かなこころに満ちた被災地の復興に寄与するとともに、広く国民に対し、被災体験、復興への道のりを伝え、地域間交流・文化交流を図り、災害に強い日本、こころのつながりを持つ豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人医工連携推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 立石 哲也</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目十七番六十二号 ヒルトップ赤坂三階 株式会社ドゥリサーチ研究所内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、医学系の研究者、技術者等の医学従事者及び工学系の研究者、技術者等の工学従事者間の連携を深めること(医工連携)により、我が国の医療機器、医療情報及び医療技術の高度化及び同分野の研究開発の活性化、更には関連産業の発展を図り、それによって、我が国の医療機器、国民生活に密着した医療サービスの高度化ひいては、国民の健康の増進を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十七年七月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

狛江市中和泉五丁目三百七番
一の一部
武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号

兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳則

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 ドイトプロ小金井公園店

二 店舗所在地 西東京市新町五丁目三番十二号

三 設置者名 櫻井 千代ほか四名

四 意見

ア 聴取者 西東京市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年五月十四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成二十七年七月六日から同年八月六日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例（平成元年東京都条例第十号）に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。